

月例研究会（2016年3月30日）

## 貧困研究と社会政策の展開

畠中 亨

### 1 着想と問題意識

日本では2000年代以降、格差・貧困問題に対する社会関心が高まり、多くの研究が積み重ねられてきた。そうした研究の成果から格差・貧困の拡大と深刻化が明らかとなっている。この格差・貧困問題への対応策となるべき社会政策についても、この間、改革が多面的に進行してきた。それぞれの制度改革は小規模なものが多いが、全体の傾向として、むしろ格差拡大に結びつく改正が続いてきた。

また、生活困窮者自立支援制度など「日本のワークフェア」と呼ばれるような新しい政策展開もみられる。雇用と社会保障を結び付けるとする、こうした制度を既存の労働政策の文脈にどのように位置づけるかについても、未だ定まっていない。格差・貧困の拡大が明らかであること、そのことに社会政策が関与していること、既存の研究手法ではとらえられない政策展開がみられること、以上の理由から、貧困研究・社会政策研究も新しい展開を模索する必要があると考えられる。

### 2 子どもの貧困対策法と生活困窮者自立支援

こうした状況の中で法制化された、「子どもの貧困対策法」について考えてみよう。この法律では、教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援が重要な柱として掲げられ、多面的な政策となっている。しかし具体的な支援の中身は、生活困窮者自立支援制度の一部を活

用するものがほとんどである。そして、それらの多くは子どもの学習支援や家計相談、親の就労支援など対人援助が中心となっていて、所得保障の拡充の検討は後回しとなっている。生活困窮者自立支援制度は、NPOなど民間団体・ボランティアを積極的に活用する制度であり、そうした社会資源が充実した人口密集地域以外では、制度の活用が遅れている。

### 3 社会保険の改革展開

従来型の社会政策の一部として、公的年金も、制度改革が継続的に行われている。社会保障・税一体改革の一環として、低年金者に対して給付を行う年金生活者支援給付金の創設や、短時間労働者の厚生年金・被用者保険への加入拡大、受給資格期間の短縮などが決定された。年金生活者支援給付金は給付の普遍性を重視し所得を全体的に底上げする当初の計画から、年金保険料支払いに連動した給付の補てんへと変化した。その一方で、短時間労働者の社会保険適用拡大は、強く推し進められており、賃金が最低賃金に相当する層まで適用が広げられようとしている。こうした従来型の制度・政策における雇用と社会保障の新しい接点についても、貧困研究の観点から着目する必要がある。

### 4 社会政策研究の新しい展開

社会政策研究の新しい展開を模索するうえで、困難となるのは個別の制度・政策が複雑化しており、それらに対する研究の個別化が進んでいることである。セクショナリズムを克服する一つの方法として、各制度の所掌が集約されつつある都道府県や政令市など、地方行政の範疇を対象とした、総合的な視点での政策研究を展開すべきと考えられる。

（はたなか・とおる 元大原社会問題研究所兼任研究員・帝京平成大学地域医療学部助教）